

報道関係 各位

田辺市教育委員会
生涯学習課長 杉若 信男

田辺市社会教育功労者への感謝状・贈呈式について

平素は、田辺市の教育行政に対しまして、ご理解ご協力を賜り誠に有難うございます。
さて、標記につきまして、下記のとおり社会教育功労者の感謝状・贈呈式を開催いたします。受賞者の一覧は別紙のとおりです。つきましては、報道方、よろしくお願いたします。

記

○平成29年11月17日（金） 午前10時～

○田辺市教育委員会 教育長室（田辺市民総合センター3階）

■連絡先

田辺市教育委員会 生涯学習課

生涯学習推進係

担当 堺 佳奈子

電話 0739-26-4908

平成29年度 社会教育功労者表彰 被表彰者一覧

No.	推薦区分	氏名・団体名	年齢	年数	担当課
1	①社会体育・スポーツ活動	うちし 道夫 打越 道夫	61	20	スポーツ振興課
2	③青少年・女性・高齢者活動	しが ひさお 志賀 壽夫	66	20	青少年センター
3	③青少年・女性・高齢者活動	あさやま けいじろう 浅山 恵二郎	56	19	青少年センター
4	④公民館活動	おくの かよ 奥野 佳世	66	10	生涯学習課

平成29年度 田辺市社会教育功労者

感謝状・贈呈式：平成29年11月17日（金）午前10時～

場所：田辺市民総合センター3階 教育長・教育委員会室

◇受賞者一覧◇

うちこし みちお
打越 道夫



永年にわたり、田辺市卓球協会の会長として地域における卓球競技の普及振興に尽力されており、さらには現役のプレイヤーとして、各種大会や練習などにも積極的に参加され、競技力の研鑽に努められている。また、田辺市体育連盟においても19年の永きにわたり理事を務められ、さらに平成19年まで、また平成28年度以降は常務理事としてもご活躍され、折々にご意見・助言をいただくなど本市の生涯スポーツ振興において卓球のみに留まらない多大な貢献をいただいております、その功績は誠に顕著である。

しが ひさお
志賀 壽夫



田辺青少年センター委嘱の補導委員として、昭和63年4月1日から平成10年3月31日まで及び平成19年4月1日から現在に至るまでの長きにわたり、中部地区を中心に地域の青少年の非行防止のため補導活動や地域の環境浄化活動に意欲的に取り組まれている。長い経験を生かしながら定例の研修会や巡回に参加し、地域における青少年の健全育成活動および環境浄化活動に指導的立場で率先して活動している。地域の住民からも信頼されており、その功績は誠に顕著である。

あさやま けいじろう
浅山 恵二郎



田辺青少年センター委嘱の補導委員として、平成10年4月1日から現在に至るまでの長きにわたり、中部地区を中心に地域の補導活動や環境浄化活動に意欲的に取り組まれている。補導活動や研修会に積極的に参加され、平成14・15年度は副会長として会長を補佐し、平成16年度からは会長として中心的役割を務められている。地域からの信頼も厚く、補導活動には率先して取り組み、青少年の健全育成と非行防止のため活動されており、その功績は誠に顕著である。

おくの かよ
奥野 佳世



平成19年4月に田辺市龍神公民館東西分館長に就任し、現在に至るまで地域住民の信望を集め、地域の各種団体・機関との協調を図りながら、文化・体育行事などの公民館活動を積極的に推進されている。また、平成28年度から上山路小学校の多目的ホールを活用してカフェと絵画などを展示する地域コミュニティカフェを企画・実行し、地域住民の交流の場づくりに貢献するとともに、絵画教室などでは自身が講師となるなど、地域文化と地域教育力の向上及び活力あふれる地域づくりの発展に尽力した功績は誠に顕著である。

◇田辺市学びの日について◇

市民の方の教育に対する関心と理解を一層深め、学校、家庭及び地域社会等が連携して次代を担う心豊かでたくましい子ども達を育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会の振興に主体的に参画する人づくりを推進するため、田辺市学びの日を設けます。

◇田辺市学びの日を定める要綱◇

(趣旨)

第1条

市民の教育に対する関心と理解を一層深め、学校、家庭及び地域社会が連携して次代を担う心豊かでたくましい子どもを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会の振興に主体的に参加する人づくりを進めるため、田辺市学びの日を設ける。

(田辺市学びの日)

第2条

田辺市学びの日は、11月の第4土曜日とする。

(田辺市学び月間)

第3条

田辺市学びの日の趣旨にふさわしい取組みを行う期間として、11月1か月間を田辺市学び月間とする。

(市の取組)

第4条

市は、田辺市学びの日の趣旨を普及するとともに、市民参加のもとにその趣旨にふさわしい取組みを行うよう努めるものとする。

(その他)

第5条

この要綱に定めるもののほか、田辺市学びの日に関し必要な事項は、別に定める。

主催：田辺市教育委員会